消防

求む！女性のチカラ

女性消防団員を募集しています

問い合わせ　防災課　大石　☎（23）0057

市消防団では、平成25年4月1日の女性消防隊新設に向けて女性消防団員を募集します。

全国的に消防団員の総数が減少する傾向にある中で、女性消防団員数は年々増加しており、その数は全国で約2万人です。（平成23年4月1日現在）県内でも、多くの女性消防団員（学生・主婦・会社員など）が活躍しています。

女性消防団員は、男性団員と異なり火災発生時の消火活動は行いませんが、地域の安全・安心を守るため、応急救護の指導や防火・防災の啓発活動を行っています。

募集対象

▼市内に在住・勤務する満18歳以上の女性

▼消防防災活動やボランティア活動に興味のある女性

活動内容

▼普通救命講習会などの指導（応急手当普及員の資格が取得できます）

▼火災予防、地域防災に関する広報・啓発活動

▼消防団が行う主要行事への参加

主な行事

▼消防出初め式への参加

▼各種講習会・訓練への参加

▼市内イベント時の啓発、警備

▼各種団員研修への参加

待遇など

▼報酬および出動手当てを支給します。

▼公務災害補償、退職報償金（5年以上）、表彰などの制度があります。

▼制服などを個人に貸与します。

採用日

平成25年4月1日

募集期限

12月28日（第1次締切）

申込方法

興味をお持ちの方は、入団の有無に関係なくお気軽に防災課までお問い合わせください。

救命説明会で指導する女性消防団員（菊川市）

都市

中里工業団地および白井工業団地の一部を工業専用地域に変更

都市計画用途地域の変更（案）の縦覧を行います

問い合わせ　都市計画課　戸塚　☎（53）2633

「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備などに関する計画のことです。

工業団地の造成などに伴い、都市計画用途地域を見直すことになりましたので、変更（案）の縦覧を行います。

計画の変更案は、縦覧後、市民や学識経験者、市議会議員などで構成される都市計画審議会で審議され、決定に向け手続きが行なわれます。

縦覧期間・時間

8月1日(水)～8月15日(水)
午前8時15分～午後5時（土・日曜日を除く）

縦覧場所

相良庁舎2階　都市計画課

意見書の提出について

［提出方法］

都市計画変更（案）に意見のある方は、所定の用紙に記入の上、縦覧期間中に直接または郵送で提出してください。

＊意見書は市ホームページからもダウンロードできます。

HP http://www.city.makinohara.shizuoka.jp

＊「都市計画決定」で検索

［提出先］

〒421-0592　相良275番地　市役所都市計画課

［提出期限］

8月15日(水)（必着）

都市計画の種類および名称	内　　容
榛南・南遠広域都市計画用途地域の変更	計画的な土地利用を図るため、中里工業団地（約43.9ha）および白井工業団地の一部（約4.4ha）を白地地域から工業専用地域に変更します。

＊工業専用地域とは
土地の利用目的を工業専用とするもので、住宅・物品販売店舗・飲食店・学校・病院・福祉施設（老人ホームなど）・ホテルなどは建てることができません。

医療

10月から小中学生の通院医療費も助成の対象に

こども医療費助成制度の対象者を拡大します

問い合わせ　子育て支援課　田村　☎（23）0071

10月1日から、こども医療費の通院に係る助成対象者を「乳幼児（0歳から小学校入学前）まで」から「中学3年生まで」に拡大します。（小中学生は今まで、入院のみが助成対象）

小学生への受給者証交付について

対象者拡大に伴い、小学生のお子さんには「こども医療費受給者証」を交付します。交付申請が必要となりますので、8月初旬に該当世帯に案内通知を郵送します。詳しい内容については通知をご覧いただき、申請の手続きをお願いします。

なお、申請手続日は8月中旬を予定しています。

中学生への助成方法

中学生には受給者証を交付しません。医療機関の窓口で医療費を支払った後、市へ払い戻しの申請をすることにより、助成を受けられます。

［申請に必要なもの］

領収書、健康保険証、保護者の通帳（口座振込先の分かるもの）、印鑑（認印可）

［申請先］

さざんか1階　子育て支援課

受給者証の更新について

乳幼児のお子さんは、10月1日から受給者証が更新されます。

9月下旬に水色の封筒で郵送しますので、10月から新しい受給者証で受診してください。

＊10月になっても受給者証が届かない場合はご連絡ください。（乳幼児、小学生とも）

■こども医療費助成制度（小中学生）の変更点

	9月30日診療分まで	10月1日診療分から
通院	全額自己負担	自己負担額：1回500円（月5回目以降は負担なし）
入院	自己負担額：1日500円＊変更なし	

こども医療費受給者証（見本）

防犯

安心・安全のまちづくり

牧之原市暴力団排除条例を施行します

問い合わせ　防災課　河原崎　☎（23）0056

市では、市民生活の安全の確保と市の健全な社会経済活動の発展のために、社会全体で暴力団の排除を推進する「牧之原市暴力団排除条例」を制定し、8月1日から施行します。

基本理念

この条例は、暴力団が社会に悪影響を及ぼす存在であることを認識し、

①暴力団を恐れないこと
②暴力団を利用しないこと
③暴力団に協力しないこと
④暴力団と交際しないこと

を基本として、市民や市が互いに連携・協力して、暴力団の排除を推進していくことを基本理念としています。

主な内容

［市の役割］

県、警察、市民、事業者などと連携し、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進します。

［市民や事業所の役割］

市が実施する暴力団排除の施策に協力してください。また、暴力団の排除に役立つ情報を知ったときは、市や警察署に連絡してください。

［市の事務・事業における措置］

暴力団と関係がある人を、市の公共工事などに参加させません。

［広報および啓発］

市は、県や警察と連携し、市民に暴力団排除活動の重要性を知ってもらうための広報・啓発活動を行います。

［市民や事業所に対する支援］

市は、市民や事業者の活動に対し、情報提供などの支援や警察と連携して安全確保に配慮します。

［青少年への教育のための措置］

小中学校では、暴力団から児童や生徒を守るための教育を行います。

［利益の供与の禁止］

暴力団や暴力団員に金品や財産を渡してはいけません。

［暴力団の威力を利用することの禁止］

市民や事業所は債権回収や問題解決などで、暴力団の威力を利用してはいけません。

このほか、詳しい内容は、8月号の特集にてお伝えします。